

直轄工事における新技術活用原則義務化【R5.4.1一部改定】

✓新技術の活用促進と新たな技術開発の活性化の好循環を起こし、生産性向上や激甚化・頻発化する災害への対応、最新技術を活用する産業として担い手確保等に資するため、令和2年度より国土交通省直轄土木工事における新技術の活用を原則として義務化 ※令和5年4月1日から、原則義務化対象とする新技術の一部を改定

- ・対象工事：直轄土木工事（港湾空港関係工事、官庁営繕工事を除く）を対象
 機械設備工事、電気通信設備工事、維持工事も義務化の対象
 不調不落の発生状況等を踏まえ、適用が困難と判断される工事は対象外

原則義務化の対象とする新技術

(R5.4.1以降、一部改定)

- 1) NETIS登録技術
- 2) テーマ設定型
- 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型
- 4) ニーズ・シーズマッチング

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外

取組内容（活用方法）

①発注者指定型

個別の新技術を設計図書にて指定し活用

②発注者指定型（選択肢提示型）

設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、契約後に施工者が新技術を選択

③施工者選定型

受注者は、新技術を原則1つ以上選定して活用

